東日本高速道路株式会社東北支社及び関東支社の 発注工事をめぐる談合事案について(中間報告)

平成29年3月(一社)日本道路建設業協会

1 事案の経過等 (報道等発表資料等)

①東日本高速道路株式会社東北支社の発注案件に関する経過

- ・当協会の主要な会員が、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震 災に係る舗装災害復旧工事の入札(平成23年8月から9月)について、独占禁 止法違反(不当な取引制限)容疑で平成27年1月に公正取引委員会の犯則調査 を受け、平成28年2月に刑事告発、起訴された。(以下経過)
- ·平成27年1月28日

公正取引委員会が13社を犯則調査。

·平成27年1月29日

公正取引委員会が7社を犯則調査。 (両日で20社)

• 平成28年1月20日

東京地方検察庁特捜部と公正取引委員会が4社を捜査。

・平成28年1月21日

東京地方検察庁特捜部と公正取引委員会が9社を捜査。

・平成28年2月29日

公正取引委員会は10社及びその社員11名を検事総長に告発し、同日東京地 検が東京地裁に起訴。

②東日本高速道路株式会社関東支社の発注案件に関する経過

· 平成28年3月24日

当協会の主要な会員が、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する東日本大 震災に係る舗装災害復旧工事の入札(平成23年9月から11月)について、独 占禁止法違反(不当な取引制限)容疑で8社が公正取引委員会の立入検査を受けた。

- 2 各事案に対する行政処分・判決等について
 - ①公正取引委員会の行政処分
 - 平成28年9月6日付行政処分

東日本高速道路株式会社東北支社の発注案件に係る処分

20社に対し排除措置命令

- 11社に対し課徴金納付命令 (課徴金額 14億951万円)
- 平成28年9月21日付行政処分

東日本高速道路株式会社関東支社の発注案件に係る処分

- 8社に対し排除措置命令
- 5社に対し課徴金納付命令 (課徴金額 4億8029万円)
- 平成28年12月15日付決定等
 - 9社に対し課徴金納付命令の課徴金の一部を控除する決定
 - 1社に対し課徴金納付命令を取り消す決定

②建設業法に基づく監督処分等

·平成28年3月7日付勧告

東日本高速道路株式会社東北支社の発注案件に関する勧告

- 1) 建設業法第41条第1項に基づく勧告を、関東地方整備局長から起訴された 9社に対し発出。
- 2) 建設業法第41条第1項に基づく勧告を、北陸地方整備局長から起訴された1社に対し発出。
- · 平成28年11月17日付監督処分

東日本高速道路株式会社東北支社及び関東支社の発注案件に係る処分。

- 1) 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令を関東地方整備局長から7 社に対し発出。
- 2) 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令を北陸地方整備局長から2 社に対し発出。
- 3) 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令を中部地方整備局長から1 社に対し発出。
- ・平成28年11月28日付監督処分

東日本高速道路株式会社東北支社の発注案件に係る処分。

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令を岩手県知事から1社に対し 発出。

·平成28年12月22日付監督処分

東日本高速道路株式会社東北支社及び関東支社の発注案件に係る処分。

1) 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令を関東地方整備局長から6 社に対し発出。

③国土交通省の指名停止措置

- 1) 東日本高速道路株式会社東北支社の発注案件に係る措置
- · 平成28年3月7日付指名停止措置

国土交通省は告発された10社に対し指名停止措置を行った。

・平成28年9月16日付指名停止措置 指名停止措置を講じた10社を除く10社に対し指名停止措置を行った。

- 2) 東日本高速道路株式会社関東支社の発注案件に係る措置
- ・平成28年10月4日付指名停止措置 公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた8社に対し指名 停止措置を行った。

④東京地方裁判所の判決

東日本高速道路株式会社東北支社の発注案件に係る判決

- ・平成28年9月7日起訴された3社の判決があった。
- ・平成28年9月15日起訴された1社の判決があった。
- ・平成28年10月6日起訴された2社の判決があった。
- ・平成28年10月11日起訴された1社の判決があった。
- ・平成28年10月27日起訴された2社の判決があった。
- ・平成28年11月1日起訴された1社の判決があった。

各社に対する罰金刑等が確定し、罰金額は次のとおりである。

- ·罰金1億8千万円
- ·罰金1億2千万円

3 判決で示された「事実の要旨」等について

判決文要旨

【 罪となるべき事実の要旨(抄)】

被告人・・・・・・・(省略)・・・・・・・、それぞれの所属する会社の従業者として東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東北自動車道等の舗装工事の受注等に関する業務に従事していたものであるが、・・・・(省略)・・・・・それぞれその所属する会社の他の従業者及び同様の事業を営む他の事業者らと共謀の上、それぞれその所属する会社の業務に関し、平成23年7月上旬頃から同年9月中旬頃までの間、・・・・・・(省略)・・・・・・面談等の

方法により、同年7月以降に東日本高速道路株式会社東北支社が東日本大震災に係る本復旧工事として条件付一般競争入札の方法により順次発注する東北自動車道等の舗装災害復旧工事について、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、それぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって、被告会社等が共同して、前記舗装災害復旧工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記舗装災害復旧工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。

4 各社及びその従業者に関して次のような課題が整理される。

① 各社に関する課題

- ・支店に対する本社の監視・監督機能が不足していたため、NEXCO 東日本東北支 社による談合情報に関するヒアリング調査に対して支店が主に対応していた。 (決定が支店任せになっている。)
- ・人事ローテーションの長期化等により他社との人間関係の深化があった。
- ・コンプライアンスに関する会社としての明確な方針の社員への周知不足があった。(本社の方針が的確に周知されていない。)
- ・独禁法違反に関する刑事罰や懲戒処分等について社員への周知不足があった。

② 従業者に関する課題

- ・独禁法等に関する基本的な知識・認識不足があった。
- ・独禁法の違法行為に対する懲戒等の処分及び刑事罰に関する認識不足があった。

5 排除措置命令等に関する対応について

排除措置命令については、命令を受けた個々の事業者において対応された。

① 個々の事業者の対応例

- 経営トップから全社員にコンプライアンス重視の方針を明確に示し周知徹底
- ・本社の支社に対する内部統制の強化と指導・監督体制の整備
- コンプライアンスに関する体制等の強化
- ・独禁法等の遵守に関する定期的な講習会等の実施
- 長期滞留等を生じさせない人事管理への見直し

② 道建協の対応

道建協としては、コンプライアンスの徹底を図るため、次の活動を行った。

1) 平成28年9月9日付で、会長から全ての会員代表者宛て緊急要請書を発出。

「公正・適正な企業活動の徹底について」 (別紙、要請書参照)

2) コンプライアンスに関する講習会 (独占禁止法遵守のために)の実施本部及びすべての支部でコンプライアンスに関する講習会を実施し、500人余の経営幹部の方が受講した。

○ 講習会実施状況

- ・平成28年11月16日(水) 本部・関東支部実施
- ·平成28年11月29日(火) 九州支部実施
- ·平成28年12月13日(火) 関西支部実施
- ・平成28年12月16日(金) 東北支部実施
- ·平成28年12月20日(火) 北陸支部実施
- ·平成29年1月12日 (木) 北海道支部実施
- ·平成29年1月18日 (水) 四国支部実施
- ·平成29年1月19日 (木) 中国支部実施
- ・平成29年1月24日 (火) 沖縄支部実施
- ·平成29年1月31日 (火) 中部支部実施

6 再発防止に向けた対応等について

- ・道建協は、「一般社団法人日本道路建設業協会行動規範及び実践の手引き」について、所要の改訂をしたうえで会員へ周知・徹底を図る。
- ・道建協として、今後とも継続的にコンプライアンスに関する講習会を実施する。

以上

道建協発第6033号 平成28年9月9日

会員会社 代表取締役社長 殿

> (一社)日本道路建設業協会 会 長 増 永 修 平



公正・適正な企業活動の徹底について (独占禁止法遵守への緊急要請)

謹啓 平素から当会事業の推進に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、道路建設業は、道路整備を通じて安全・安心で快適な国民生活の実現や社会経済 の発展に寄与するという重要な社会的使命を担っております。

このため、従来より「日本道路建設業協会行動規範」を制定し、道路建設業の社会における信頼確保と業界の健全な発展に資するため、企業倫理の確立や法令順守の徹底等について、協会及び会員企業が一体となり、全力を挙げて取り組んできたところです。

しかしながら、こうした中で、東日本大震災による高速道路復旧工事の入札を巡り、当協会の理事会社を含む会員企業及びその社員が独占禁止法違反の容疑で起訴され、先般、公正取引委員会から20社に対し排除措置命令と11社に課徴金納付命令が発出されました。このような事態に至ったことは、当業界のみならず建設産業全体に対する顧客や社会全般の信頼を著しく傷つけ、真に由々しく、極めて遺憾なことです。

当協会といたしましては、かかる事態を真摯に受け止め、本年5月の総会にて体制を一新し、CSR推進委員会を立ち上げる等新たな活動を始めたところですが、再びこのような事態を起こすことがないよう指導・教育を徹底し、業界の一日も早い信頼回復に努めるとともに、建設産業全体の社会的評価の向上に貢献できるよう、最大限努力していかなければなりません。

ついては、当会を挙げて各支部におけるコンプライアンスや独占禁止法等に関する講習 会を実施するなど、更なる徹底を図ってまいります。

会員企業の皆様におかれましても、独占禁止法等関連法令の遵守はもとより、コンプライアンスの更なる徹底を図ることにより、広く社会的責任を果たされるよう、改めて特段のご配慮をお願い申し上げます。

謹白